

札幌都心地域 都市再生緊急整備協議会規約 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第一条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。）第十九条の規定に基づき、札幌都心地域都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）を組織する。</p>	<p>第一条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。）第十九条<u>第一項</u>の規定に基づき、札幌都心地域都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）を組織する。</p>	<p>修正</p>
<p>第二条 協議会は、札幌都心地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第十九条の二第一項に規定する整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。</p>	<p>第二条 協議会は、札幌都心地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第十九条の二第一項に規定する整備計画<u>及び法第十九条の十三第一項に規定する都市再生安全確保計画</u>の作成並びに<u>これらの計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。</u></p>	<p>都市再生特別措置法改正（H24.4.6 公布）に伴う変更</p>
<p>第十一条 会議において協議が調った事項については、法第十九条第十項の規定に基づき、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。</p>	<p>第十一条 会議において協議が調った事項については、法第十九条第<u>十一項</u>の規定に基づき、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。</p>	<p>都市再生特別措置法改正（H28.6.7 公布）に伴う変更</p>
<p>第十四条 協議会の庶務は、関係者の協力を得て内閣官房地域活性化統合事務局において処理する。</p>	<p>第十四条 協議会の庶務は、関係者の協力を得て<u>内閣府</u>において処理する。</p>	<p>国の機構改革に伴う名称変更</p>